

## 横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、横溝千鶴子記念障害福祉センターについて、地域の方々との交流の拠点としてより一層活用され、共生社会の推進に資するものとなるよう機能強化を図るため、次に示すとおり施設の一部リニューアルを行うものである。

なお、リニューアル後の食堂兼作業室では、飲食提供サービスを実施するとともに、町内福祉事業所等で製造された加工食品等の製品を販売することを予定している。

### 2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

ただし、内装工事に関しては、令和6年3月8日（金）までに完了させること。（什器類の搬入・設置については、この限りではない。）

### 3 業務内容

#### (1) 業務計画・進捗管理

契約締結後速やかに、本業務全体の実施方針、実施体制、実施工程等を整理した「業務計画書」を作成し、提出すること。

以後、当該実施工程に即して業務遂行の進捗管理を行うこと。

#### (2) リニューアル設計

事業の趣旨を踏まえたリニューアル内容を検討し、内装等改修内容について、平面図・立面図及び仕上表等の必要書類を整備する。

また、整備するテーブル、椅子、入り口ドア、床等の什器の内容を検討・整理し、既製品を選定、又は特注制作品に係る姿図の作成を行う。

なお、これに併せて現場工事に係る作業条件等を協議し、最終的な整備費用を確定するものとする。

さらに、既存施設にアスベスト含有建材等の可能性があるときは、含有調査を行うこと。

#### (3) リニューアル制作・施工

上記によりとりまとめた設計内容について、委託者の承認を得た上で、什器製作、内装等改修を実施する。

なお、現場工事に着手する14日前を目途に、仮設計画・現場工程・作業計画等を作成し、工事完了後には、設計内容どおりに履行されたかわかる書類等を提出すること。

#### (4) 打合せ記録の作成

業務の着実かつ円滑な遂行のため、委託者との打合せの都度、受託者はその記録（要点記録）を作成し、委託者の確認を受けること。

#### 4 提出書類

本業務の完了に当たり提出を求める書類は以下のとおりとする。

- (1) 竣工図書
- (2) 竣工写真
- (3) 既製品什器等の取扱説明書
- (4) 業務報告書

業務計画書、打合せ記録、工程書（予定・実績管理を行ったもの）等、関連書類一式

#### 5 完了期限

令和6年3月22日（金）

ただし、内装改修工事に係る完了・引渡期限は、令和6年3月8日（金）とする。

（什器類の搬入・設置等については、この限りではない。）

#### 6 支払方法

完了後一括払いとする。

本業務が完了し、本仕様書に定められた提出書類を委託者が確認した後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

#### 7 権利関係

##### (1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て委託者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

##### (2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、委託者がその方法を指定した場合はその限りではない。